

文教委員会資料②

1 令和7年第1回定例会追加議案の説明

(2) 議案第88号 川崎市保育園条例の一部を改正する条例の制定について

(3) 議案第89号 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例の制定
について

資料1 川崎市保育園条例の一部を改正する条例新旧対照表

資料2 川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

こども未来局

(令和7年3月5日)

川崎市保育園条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前																																																				
○川崎市保育園条例 昭和28年 5 月30日 条例第32号 (目的) 第1条 この条例は、川崎市保育園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。 (設置、名称及び位置) 第2条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児その他の児童（以下「乳児・幼児等」という。）を日々保護者の下から通わせて保育を行うため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>川崎市東小田保育園</td><td>川崎市川崎区小田 5 丁目14番 1 号</td></tr> <tr> <td>川崎市藤崎保育園</td><td>川崎市川崎区藤崎 1 丁目 7 番 1 号</td></tr> <tr> <td>川崎市古川保育園</td><td>川崎市幸区古川町120番地</td></tr> <tr> <td>川崎市河原町保育園</td><td>川崎市幸区河原町 1 番地</td></tr> <tr> <td>川崎市夢見ヶ崎保育園</td><td>川崎市幸区南加瀬 3 丁目 4 番 8 号</td></tr> <tr> <td>川崎市中丸子保育園</td><td>川崎市中原区中丸子1, 155番地</td></tr> <tr> <td>川崎市下小田中保育園</td><td>川崎市中原区下小田中 4 丁目 4 番17号</td></tr> <tr> <td>川崎市蟹ヶ谷保育園</td><td>川崎市高津区蟹ヶ谷339番地</td></tr> <tr> <td>川崎市津田山保育園</td><td>川崎市高津区下作延 5 丁目 1 番10号</td></tr> <tr> <td>川崎市梶ヶ谷保育園</td><td>川崎市高津区梶ヶ谷 5 丁目 8 番地 2</td></tr> <tr> <td>川崎市菅生保育園</td><td>川崎市宮前区初山 1 丁目23番15号</td></tr> <tr> <td>川崎市中有馬保育園</td><td>川崎市宮前区有馬 3 丁目 2 番10号</td></tr> </table>	名称	位置	川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田 5 丁目14番 1 号	川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎 1 丁目 7 番 1 号	川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地	川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町 1 番地	川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬 3 丁目 4 番 8 号	川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1, 155番地	川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中 4 丁目 4 番17号	川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地	川崎市津田山保育園	川崎市高津区下作延 5 丁目 1 番10号	川崎市梶ヶ谷保育園	川崎市高津区梶ヶ谷 5 丁目 8 番地 2	川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山 1 丁目23番15号	川崎市中有馬保育園	川崎市宮前区有馬 3 丁目 2 番10号	○川崎市保育園条例 昭和28年 5 月30日 条例第32号 (目的) 第1条 この条例は、川崎市保育園の設置及び管理について必要な事項を定めることを目的とする。 (設置、名称及び位置) 第2条 本市は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に基づき、同法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児その他の児童（以下「乳児・幼児等」という。）を日々保護者の下から通わせて保育を行うため保育園を設置し、その名称及び位置を次のとおりとする。 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>川崎市東小田保育園</td><td>川崎市川崎区小田 5 丁目14番 1 号</td></tr> <tr> <td>川崎市藤崎保育園</td><td>川崎市川崎区藤崎 1 丁目 7 番 1 号</td></tr> <tr> <td>川崎市古川保育園</td><td>川崎市幸区古川町120番地</td></tr> <tr> <td>川崎市河原町保育園</td><td>川崎市幸区河原町 1 番地</td></tr> <tr> <td>川崎市夢見ヶ崎保育園</td><td>川崎市幸区南加瀬 3 丁目 4 番 8 号</td></tr> <tr> <td>川崎市中丸子保育園</td><td>川崎市中原区中丸子1, 155番地</td></tr> <tr> <td>川崎市下小田中保育園</td><td>川崎市中原区下小田中 4 丁目 4 番17号</td></tr> <tr> <td>川崎市蟹ヶ谷保育園</td><td>川崎市高津区蟹ヶ谷339番地</td></tr> <tr> <td>川崎市津田山保育園</td><td>川崎市高津区下作延 5 丁目 1 番10号</td></tr> <tr> <td>川崎市梶ヶ谷保育園</td><td>川崎市高津区梶ヶ谷 5 丁目 8 番地 2</td></tr> <tr> <td>川崎市菅生保育園</td><td>川崎市宮前区初山 1 丁目23番15号</td></tr> <tr> <td>川崎市中有馬保育園</td><td>川崎市宮前区有馬 3 丁目 2 番10号</td></tr> </table>	名称	位置	川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田 5 丁目14番 1 号	川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎 1 丁目 7 番 1 号	川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地	川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町 1 番地	川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬 3 丁目 4 番 8 号	川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1, 155番地	川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中 4 丁目 4 番17号	川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地	川崎市津田山保育園	川崎市高津区下作延 5 丁目 1 番10号	川崎市梶ヶ谷保育園	川崎市高津区梶ヶ谷 5 丁目 8 番地 2	川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山 1 丁目23番15号	川崎市中有馬保育園	川崎市宮前区有馬 3 丁目 2 番10号
名称	位置																																																				
川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田 5 丁目14番 1 号																																																				
川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎 1 丁目 7 番 1 号																																																				
川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地																																																				
川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町 1 番地																																																				
川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬 3 丁目 4 番 8 号																																																				
川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1, 155番地																																																				
川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中 4 丁目 4 番17号																																																				
川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地																																																				
川崎市津田山保育園	川崎市高津区下作延 5 丁目 1 番10号																																																				
川崎市梶ヶ谷保育園	川崎市高津区梶ヶ谷 5 丁目 8 番地 2																																																				
川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山 1 丁目23番15号																																																				
川崎市中有馬保育園	川崎市宮前区有馬 3 丁目 2 番10号																																																				
名称	位置																																																				
川崎市東小田保育園	川崎市川崎区小田 5 丁目14番 1 号																																																				
川崎市藤崎保育園	川崎市川崎区藤崎 1 丁目 7 番 1 号																																																				
川崎市古川保育園	川崎市幸区古川町120番地																																																				
川崎市河原町保育園	川崎市幸区河原町 1 番地																																																				
川崎市夢見ヶ崎保育園	川崎市幸区南加瀬 3 丁目 4 番 8 号																																																				
川崎市中丸子保育園	川崎市中原区中丸子1, 155番地																																																				
川崎市下小田中保育園	川崎市中原区下小田中 4 丁目 4 番17号																																																				
川崎市蟹ヶ谷保育園	川崎市高津区蟹ヶ谷339番地																																																				
川崎市津田山保育園	川崎市高津区下作延 5 丁目 1 番10号																																																				
川崎市梶ヶ谷保育園	川崎市高津区梶ヶ谷 5 丁目 8 番地 2																																																				
川崎市菅生保育園	川崎市宮前区初山 1 丁目23番15号																																																				
川崎市中有馬保育園	川崎市宮前区有馬 3 丁目 2 番10号																																																				

改正後			改正前		
	川崎市生田保育園	川崎市多摩区西生田 3 丁目15番10号		川崎市生田保育園	川崎市多摩区西生田 3 丁目15番10号
	川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅 1 丁目 5 番24号		川崎市菅保育園	川崎市多摩区菅 1 丁目 5 番24号
	川崎市上麻生保育園	川崎市麻生区上麻生 7 丁目 2 番35号		川崎市上麻生保育園	川崎市麻生区上麻生 7 丁目 2 番35号
	川崎市高石保育園	川崎市麻生区高石 1 丁目14番15号		川崎市高石保育園	川崎市麻生区高石 1 丁目14番15号
	川崎市白山保育園	川崎市麻生区白山 4 丁目 2 番 1 号		川崎市白山保育園	川崎市麻生区白山 4 丁目 2 番 1 号
<u>(乳児等通園支援事業)</u>			<u>(新設)</u>		
<u>第 3 条 前条に規定する保育園のうち規則で定めるものは、児童福祉法第 6 条の 3 第 2 3 項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援」という。）を行う。</u>					
(開所時間及び休園日)			(開所時間及び休園日)		
<u>第 4 条</u> 保育園の開所時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、開所時間を変更し、又は休園日に開園し、若しくは臨時に休園することができる。			<u>第 3 条</u> 保育園の開所時間及び休園日は、次のとおりとする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、開所時間を変更し、又は休園日に開園し、若しくは臨時に休園することができる。		
	開所時間	午前 7 時30分から午後 6 時30分まで		開所時間	午前 7 時30分から午後 6 時30分まで
	休園日	川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（同項第 1 号の規定については、日曜日に限る。）		休園日	川崎市の休日を定める条例（平成元年川崎市条例第16号）第 1 条第 1 項に規定する市の休日（同項第 1 号の規定については、日曜日に限る。）
(入園制限等)			(入園制限等)		
<u>第 5 条</u> 次に掲げる場合には、市長は、入園を拒み、又は退園させることができる。			<u>第 4 条</u> 次に掲げる場合には、市長は、入園を拒み、又は退園させることができる。		
(1) 設備その他の事情により入園させる余力がないとき。			(1) 設備その他の事情により入園させる余力がないとき。		
(2) 疾病その他の事情により他の者の保育に支障を及ぼすおそれのあるとき。			(2) 疾病その他の事情により他の者の保育に支障を及ぼすおそれのあるとき。		
(3) その他管理上特に支障があると認めたとき。			(3) その他管理上特に支障があると認めたとき。		
(使用料)			(使用料)		
<u>第 6 条</u> 保育園において子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第 1 項に規定する特定教育・保育、法第28条第 1			<u>第 5 条</u> 保育園において子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第27条第 1 項に規定する特定教育・保育、法第28条第 1		

改正後	改正前
項第1号に規定する特定教育・保育、同項第2号に規定する特別利用保育、法第59条第2号に規定する時間外保育（以下「時間外保育」という。）<u>又は乳児等通園支援</u>を受けた乳児・幼児等<u>（乳児等通園支援にあつては、児童福祉法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児を含む。）</u>の保護者<u>又は</u>扶養義務者は、使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、次に掲げる額を合算した額とする。 （1） 法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 （2） 法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 （3） 法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 （4） 時間外保育に要する費用として規則で定める額 <u>（5） 乳児等通園支援に要する費用として規則で定める額</u> （使用料の減免） <u>第7条</u> 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。 （委任） <u>第8条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。	項第1号に規定する特定教育・保育、同項第2号に規定する特別利用保育、法第59条第2号に規定する時間外保育（以下「時間外保育」という。）を受けた乳児・幼児等<u>又はその</u>保護者<u>若しくは</u>扶養義務者は、使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、次に掲げる額を合算した額とする。 （1） 法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 （2） 法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 （3） 法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 （4） 時間外保育に要する費用として規則で定める額 <u>（新設）</u> （使用料の減免） <u>第6条</u> 市長は、特に必要があると認めるときは、前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。 （委任） <u>第7条</u> この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

川崎市保育・子育て総合支援センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
○川崎市保育・子育て総合支援センター条例 令和元年6月28日条例第12号 (事業) 第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援に関すること。 (2) 保育所、小学校その他関係機関との連携及び連絡調整に関すること。 (3) 保育所の職員等の資質を向上させるための講習会、研修会等の実施に関すること。 (4) 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下「一時預かり保育」という。）に関すること。 <u>(5) 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業（以下「乳児等通園支援」という。）に関すること（規則で定めるセンターを除く。）。</u> (6) 法第24条第1項の規定による保育に関すること。 (7) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的達成に必要な事業に関すること。 (使用料) 第6条 センターにおいて子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育、支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育、同項第2号に規定する特別利用保育、支援法第59条第2号に規定する時間外保育（以下「時間外保育」という。）<u>、一時預かり保育又は乳児等通園支援</u>を受けた乳児・幼児等（一時預かり保育にあつては、法第6条の3第7項に規定する乳児又は幼児<u>を、乳児等通園支援にあつては法第6条の3第23項に規定する乳児又は幼児</u>を含む。）の保護者は、使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、次に掲げる額を合算した額とする。	○川崎市保育・子育て総合支援センター条例 令和元年6月28日条例第12号 (事業) 第3条 センターは、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。 (1) 子育てについての相談、情報の提供、助言その他の支援に関すること。 (2) 保育所、小学校その他関係機関との連携及び連絡調整に関すること。 (3) 保育所の職員等の資質を向上させるための講習会、研修会等の実施に関すること。 (4) 法第6条の3第7項に規定する一時預かり事業（以下「一時預かり保育」という。）に関すること。 <u>(5) 法第24条第1項の規定による保育に関すること。</u> (6) 前各号に掲げるもののほか、第1条の目的達成に必要な事業に関すること。 (使用料) 第6条 センターにおいて子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「支援法」という。）第27条第1項に規定する特定教育・保育、支援法第28条第1項第1号に規定する特定教育・保育、同項第2号に規定する特別利用保育、支援法第59条第2号に規定する時間外保育（以下「時間外保育」という。）<u>又は一時預かり保育</u>を受けた乳児・幼児等（一時預かり保育にあつては、法第6条の3第7項に規定する乳児又は幼児を含む。）の保護者は、使用料を納付しなければならない。 2 前項の使用料は、次に掲げる額を合算した額とする。

改正後	改正前
(1) 支援法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 (2) 支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 (3) 支援法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 (4) 時間外保育に要する費用として規則で定める額 (5) 一時預かり保育に要する費用として規則で定める額 <u>(6) 乳児等通園支援に要する費用として規則で定める額</u>	(1) 支援法第27条第3項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 (2) 支援法第28条第2項第1号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 (3) 支援法第28条第2項第2号に規定する内閣総理大臣が定める基準により算定した額 (4) 時間外保育に要する費用として規則で定める額 (5) 一時預かり保育に要する費用として規則で定める額